

熊本県障がい福祉計画(第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画)(令和6年度～令和8年度)数値目標実績一覧

資料2

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行		第7期・第3期 国基本指針	策定時の県の状況		第7期・第3期 県目標値(R8)	指標の説明	R6年度 実績	達成率 (R8年度目標 との比較)
【成果目標】			実績値	調査時点				
(1) 地域生活移行者数	6%	4. 4%	令和4年度	166人以上(※1) (6%)	令和4年度末の施設入所者のうち令和8年度 末までに地域生活へ移行した者の数(割合)	19人	34. 5% (※2)	
(2) 施設入所者の減少数	5%	3. 8%	令和4年度	138人以上(※1) (5%)	令和8年度末における令和4年度入所者数か らの減少数(割合)	21人	45. 7% (※2)	
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築								
【成果目標】								
(1) 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325. 3日	306日	令和4年度	326日以上	令和8年度末における精神病床からの退院者 の退院後1年以内の退院患者の地域での生 活日数の平均	316日	96. 9%	
(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数	—	65歳以上 3, 513人 65歳以下 1, 198人	令和4年度	65歳以上 2, 524人 65歳以下 939人	令和8年度末の精神病床における1年以上長期入 院患者の数	65歳以上 3, 213人 65歳以下 986人	78. 6% 95. 2%	
(3) 精神病床における早期退院率	3か月時点 68. 9% 6か月時点 84. 5% 1年時点 91%	3か月時点 51. 6% 6か月時点 76. 7% 1年時点 84. 9%	令和4年度	3か月時点 68. 9% 6か月時点 84. 5% 1年時点 91. 0%	令和8年度の精神病床における入院後一定時点の 退院率	3か月時点 55. 5% 6か月時点 79. 2% 1年時点 88. 6%	80. 6% 93. 7% 97. 4%	
3 地域生活支援の充実								
【成果目標】								
(1) コーディネーターの配置人数	地域生活支援拠点 の機能の充実のた めコーディネーター の配置等の取組を 進める	—	—	31人	令和8年度末までに地域生活支援拠点に配置 されたコーディネーターの人数	16人	51. 6%	
(2) 地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討の実施回数	市町村又は圏域で 年1回以上の 検証・検討	・全市町村で整備済 ・検証及び検討6市 町村5圏域	令和4年度	市町村又は圏域で 年1回以上の 検証・検討	令和8年度末までに地域生活支援拠点の機能 充実のため、年1回以上運用状況を検証及び 検討する	40市町村 (圏域設置含む)	88. 9%	
4 福祉施設から一般就労への移行等								
【成果目標】								
(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者数	1. 28倍以上	0. 93倍 (262人)	令和4年度	313人 (1. 28倍以上)	令和8年度中に福祉施設を通じて一般就労に 移行する者の数	319人	101. 9%	
うち 就労移行支援から一般就労への移行者数	1. 31倍以上	0. 86倍 (121人)	令和4年度	164人 (1. 31倍以上)	うち就労移行支援を通じて移行する者の数	141人	86. 0%	
うち 就労継続支援A型から一般就労への移行者数	1. 29倍以上	0. 99倍 (111人)	令和4年度	115人 (1. 29倍以上)	うち就労継続支援A型を通じて移行する者の 数	129人	112. 2%	
うち 就労継続支援B型から一般就労への移行者数	1. 28倍以上	0. 96倍 (24人)	令和4年度	27人 (1. 28倍以上)	うち就労継続支援B型を通じて移行する者の 数	37人	137. 0%	
(2) 一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所	全体の5割以上	—	—	全体の5割以上	令和8年度における就労移行支援事業利用終 了者に占める一般就労移行者の割合が50% 以上の事業所の割合	64. 7%	129. 4%	
(3) 就労定着支援事業の利用者	1. 41倍以上	1. 025倍 (43人)	令和4年度	58人 (1. 41倍以上)	令和8年度における就労定着支援事業の利用 者数	148人	255. 2%	
(4) 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	全体の2割5分以上	—	—	全体の2割5分以上	就労定着率が70%以上の就労定着支援事業 所の割合	23. 8%	95. 2%	
(5) 協議会(就労支援部会)等の設置	協議会(就労支援部 会)等の設置	—	—	協議会(就労支援部 会)等の設置	令和8年度までに協議会(就労支援部会)等を 設置	未設置 (※3)	0%	
5 障がい児支援の提供体制の整備等								
【成果目標】								
(1) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所の確保	市町村又は圏域に1	10圏域中8圏域 で設置済	令和4年度	市町村又は圏域に1	令和8年度末までに主に重症心身障がい児を 支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所を確保する	32市町村 (圏域設置含む)	71. 1%	
(2) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置 及びコーディネーターの配置	県・圏域・市町村に1	・協議の場 10圏域中 2圏域、8市町村 ・コーディネーター 45 市町村中4市町村配置	令和4年度	・協議の場を市町村 又は圏域に1 ・コーディネーターの 配置人数 60人	・令和8年度までに医療的ケア児等支援のた めの協議の場を設置した市町村の数 ・令和8年度末までの医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置人数(※4)	・40市町村 (圏域設置含む) ・50人	88. 8% 83. 3%	
6 相談支援体制の充実・強化等								
【成果目標】								
(1) 基幹相談支援センターの設置	市町村又は圏域に1	10圏域中1圏域、4 5市町村中5市町村 で整備済	令和4年度	市町村又は圏域に1	令和8年度末までに基幹相談支援センターを 設置した市町村の数	11市町村 (圏域設置含む)	24. 4%	
7 障害福祉サービス等の質向上させるための取組に係る体制の構築								
【活動指標】 ※国の指針に基づき、成果目標は設定していない。								
相談支援専門員研修及びサビ管・児発管研修の修了者数	—	—	—	1, 265人	相談支援専門員研修及びサビ管・児発管研修 の修了者数	915人	72. 3%	
相談支援専門員及びサビ管・児発管への意思決定支援ガイド ライン等を活用した研修の実施回数	—	—	—	年1回	相談支援専門員及びサビ管・児発管への意思 決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施 回数	2回(※5)	200%	
相談支援専門員及びサビ管・児発管への意思決定支援ガイド ライン等を活用した研修の修了者数	—	—	—	100人	相談支援専門員及びサビ管・児発管への意思 決定支援ガイドライン等を活用した研修の修了 者数	135人	135%	
指導監査結果の関係市町村との共有	—	年1回	令和4年度	随時	県実施の指定障害福祉サービス事業者等に 対する指導監査の実施結果を関係自治体と共 有する回数	年5回	100%	
8 発達障がい者等に対する支援								
【活動指標】 ※国の指針に基づき、成果目標は設定していない。								
発達障がい者支援地域協議会の開催回数	—	2回	令和5年度	2回	発達障がい者支援地域協議会の年間の開催 回数	2回	100%	
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	—	5, 409件	令和5年度	6, 055件	センターによる相談支援を必要とする相談件 数	4, 673件	77. 2%	
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネ ジャーの関係機関への助言件数	—	696件	令和5年度	641件	センター及びマネジャーの助言を必要とする数	997件	155. 5%	
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネ ジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	—	724件	令和5年度	716件	個々の発達障がいの特性に関する理解が図ら れるために必要な研修、啓発件数	661件	92. 3%	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数	—	—	—	・トレーニング162回 ・プログラム185回	令和8年度におけるペアレントトレーニング及 びペアレントプログラム等の支援プログラム等 の開催回数	・トレーニング51回 ・プログラム56回	31. 5% 30. 3%	
ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数	—	—	—	106回	令和8年度におけるピアサポートの活動の実 施回数	19回	17. 9%	

※1 目標値はR6年度からR8年度の3年間の累計数。

※2 目標値がR6年度からR8年度の3年間の累計数のため、目標値の1/3を100%として達成率を判定。

※3 R7年度に熊本労働局主催の「障害者就業・生活支援センターと関係機関との連絡会議」を当該目標に係る協議会と位置づけており、現在は目標達成済み。

※4 くまもと障がい者プラン(第6期熊本県障がい者計画)においては医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置市町村数を目標とし、熊本県第7期障がい福祉計画においては各市町村に配置の医療的ケア児等に関するコーディネーターの人数を目標として設定。

※5 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者及び相談支援従事者専門コース別研修の「意思決定支援(標準編)」と「意思決定支援(応用編)」の2つの研修を実施。